

病児保育が始まります

7月から、病気のこどもを一時的に預かる施設を開設します。保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産または冠婚葬祭など、家庭における保育が困難な場合にご利用ください。

対象 市内に住民登録がある満1歳～満6歳の年度の末日までのこども

利用期間 連続して7日以内

保育時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
※日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。

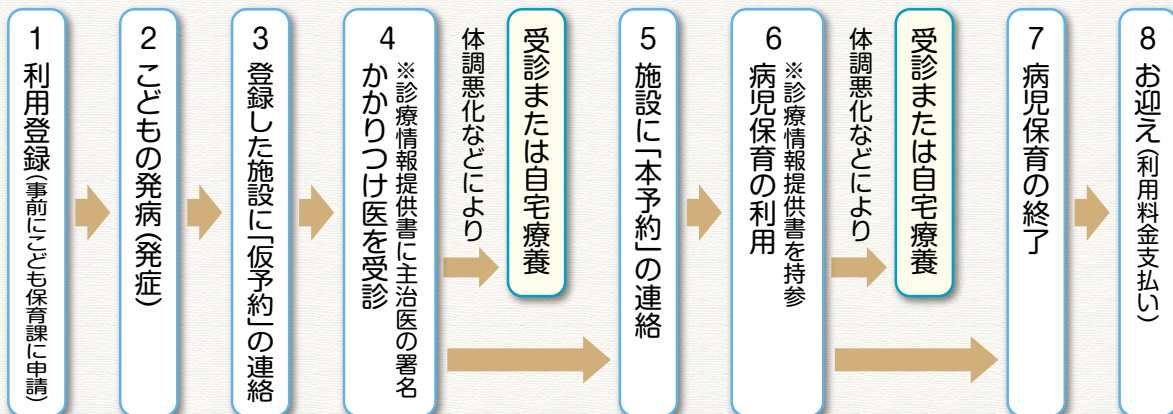
実施施設 社会福祉法人光彩会白岡みちのこ保育園
白岡市小久喜1213番地1

利用料金 1日当り1人2,000円

※その他、実費経費が掛かります。

※生活保護世帯、または前年度市町村民税非課税世帯に該当する場合は無料

病児保育利用の手続（標準的な流れ）



病児・病後児保育施設の利用イメージ

保護者・対象児童



かかりつけ医



病児保育施設

医師が作成した、診療情報提供書により、病児の状態を確認し、受け入れ



問合せ こども保育課保育担当 ☎0480(92)1111内線182